

防災マニュアル (自然災害及び火災)



2023年4月

目的

このマニュアルは、自然災害発生（主に水災害又は地震）及び火災に備え、事業所での災害対応の基本的事項、職員の組織体制及び災害発生時の具体的な行動手順等を定め、関係者の共通認識のもと、速やかに的確な対応ができるようにすることを目的とするものです。

1 災害発生時の対応について

- (1) 事業所に係わる人の安全（生命）を確保します。
 - ① 利用者（児童）の安全を守る。
 - ② 職員の安全を守る。
 - ③ その他事業所に係わる人の安全を守る。
- (2) 放課後等デイサービスの事業継続を行う。
- (3) 事業所の資産の保全・復旧を行う。

2 マニュアル適用範囲

- (1) 期間 被害発生のおそれがある時から安全が確認できるまで
- (2) 場所 事業所建物と敷地
- (3) 対象者 職員、利用者（児童）及び保護者

3 マニュアルの見直し

このマニュアルは、事業所における防災訓練等を通じて検証し、随時見直しを行います。

4 平常時の災害対策（災害前）

(1) 役割分担の決定

事業所の職員間で、災害応急対策の実施組織を作成し概ね次のような役割分担を定めておく。

- | | |
|-----------|---------------------------------|
| (ア) 総括 | 避難の判断⇒全員避難の確認、サービス中止判断、療育の継続の判断 |
| (イ) 副総括 | 総括の補助 |
| (ウ) 情報収集係 | 災害情報の収集、被害状況の確認、被害状況の通報 |
| (エ) 消火係 | 火元の確認、初期消火 |
| (オ) 避難誘導係 | 避難経路の確認、周辺の安全確認、避難の誘導、けが人の有無の確認 |
| (カ) 救護係 | 応急手当ての実施 |
| (キ) 非常持出係 | 非常持出し、非常持出し物資の配分 |

☐ 災害発生時の役割分担表参照（別表1）

(2) 連絡体制の整備

- ① 職員の緊急連絡一覧の作成
災害対応や安否確認のため、職員への連絡が速やかに行えるよう連絡体制を整えておく。
- ② 防災関係機関等緊急時連絡体制
災害発生時に、消防その他の防災関係機関等に対して、速やかに連絡・通報ができるよう一覧表を作成しておく。
- ③ 電話が使えない場合の方法
 - (ア) 一般電話や携帯電話がつながりにくい場合の代替手段を検討し、職員や保護者の間で周知しておく。
 - (イ) メール連絡網の整備
 - (ウ) NTT災害用伝言ダイヤル「171」の活用
 - (エ) 携帯電話各社の災害用伝言板サービスの活用
 - (オ) ホームページでの告知

(3) 利用者の緊急連絡先の把握

避難しなければならなくなった場合に備えて、利用者の氏名、生年月日、薬、心身の状態や連絡先などがわかる一覧表を作成し、効率的に避難できるよう備えておく。

(4) 情報の収集 気象情報等必要な情報の入手方法を把握しておく。

(5) 閉所の判断基準及び中止の判断基準や手順等を定め、保護者等に周知しておく。

①判断基準

	警戒レベル4相当が発令	警戒レベル5相当が発令
開所前に発令	原則閉所	原則閉所
開所中に発令	保護者に迎えを要請 連絡がとれない場合は迎えが来るまで事業所内で避難	保護者に迎えを要請 連絡がとれない場合は迎えが来るまで事業所内で避難
開所前に発令され途中で解除	事業所及び職員の安全を確認後、開所	事業所及び職員の安全を確認後、開所

②保護者には施設玄関への掲示、HP等により周知する。

(6) 食料等備蓄品の準備

- ① 避難先での対応に備え、必要となる物資をリストアップし、非常時用持ち出しセットとして準備しておく。
- ② 救援物資が届くまで、少なくとも3日程度は自力で対応できるよう、食料や飲料水などを職員分も含めて備蓄しておく。
- ③ 備蓄した食料が有効期限切れにならないよう、備蓄品リストを作成し、定期的に在庫チェックをしておく。

※ 避難所に届けられる救援物資は、食料、飲料水、毛布などが中心になり児童生徒に考慮した物資の到着は遅れることが想定されます。

(7) 日常の施設・設備の点検

施設、設備、備品等について、災害時に損壊や転倒、飛散が起こらないよう、安全対策をしっかりとしておく(家具の固定など)。

(8) 「防災マニュアル」を活用した事業所内研修を定期的実施する。

(ア) 防災マニュアルに従い避難場所や避難経路の確認

(イ) 非常時の持ち出し物の確認

(ウ) 自力で避難が困難な児童に対する避難・救出訓練

6 災害時の対応（行動手順）

(1) 発災時に行うべきこと 発災期

① 安全を確保する（主に地震の想定）

職員が			利用者に声掛けをする。
全員が			シェイクアウトの姿勢をとる。(窓から離れる)
			危険が去るまでじっとしている。
管理者が	指示する	職員が	建物（施設）の安全を確認する。
		消火係が	火元を確認する⇒初期消火活動を行う。
		避難誘導係が	避難路を確認する。
			避難路の安全を確保する。
	建物周辺の安全を確認する。		

② 避難する

管理者が			避難の実施を判断する
			避難の実施を宣言する
			必要に応じて近隣に協力を依頼する（施設外に避難する場合）
管理者が	指示する	職員が	目立つ場所に避難先を掲示する
		避難誘導係が	利用者を誘導する。
			避難先での安全を確保する
非常持出係が	非常持出しを行う		

③ 避難者の安否を確認する

管理者が	指示する	避難誘導係が	全員の避難を確認する
			けが人の有無を確認する

④ 救護活動を行う

管理者が	指示する	救急係が	応急手当を実施する
			必要に応じて医療機関に搬送する (救急車がすぐに来ないことを想定しておく)

⑤情報を収集する

管理者が	指示する	職員が	テレビ、ラジオ、パソコンで情報を収集する
			鹿児島市の情報・報道等で被害の情報を収集する 対応、支援の情報を収集する。

⑥保護者へ連絡を行う

管理者が	指示する	職員が	お迎えの依頼を行う
			外部へ避難する(した)ことを連絡する
			移動した場所を伝える



※ 保護者の迎えが危険な場合は施設内で避難する

※ 避難が長時間に及ぶ場合等は保護者への安否連絡を行う

(2) 事業所の被害状況を確認する (状況が落ち着いてから)

管理者が	指示する	職員が	建物の状況を確認する
			電気・水道・ガス等の被害状況を確認する
			その他の被害(車両・備品等)状況を確認する
			周辺の被害状況を確認する。
管理者が	指示する	職員が	上記の被害状況をとりまとめる

(3) 被害情報を伝達する

管理者が	とりまとめた被害情報を伝達する  優先順位①鹿児島市総務局総務部総務課 (電話:099-216-1125) 優先順位②鹿児島市健康福祉局福祉部障害福祉課 (電話:099-216-1272)  優先順位③鹿児島市危機管理部緊急対策課 (電話:099-216-1213)
------	--

7 災害後の対応 応急期を過ぎた後

(1) 建物の被害を把握する

設置者が	建物の被害を見積もる
	復旧計画を策定する
	復旧費用を見積もる
	関係機関と協議する
	工事業者を確保する

(2) サービスを継続する

管理者が	災害前と同じ場所でサービスを行う
	臨時の場所でサービスを行う
	新しい場所でサービスを行う

(3) 利用者とその家族の様子を知る

管理者が	指示する	職員が	住居の状況を確認する 自宅・避難所・仮設住宅・遠方
			生活再建の状況を確認する

(4) こころのケアに取り組む

管理者が	指示する	職員が	見守りを実施する
管理者が	専門家と連携する		鹿児島市を通して専門家と連携する
	関係機関と連携する。		精神保健福祉センターなど

※ 管理者が不在の時を想定して、管理者の任務を代行する職員を決めておく。

※ 管理者の指揮を他の職員に委ねるなど、職員全員が円滑に連携できるよう検討する。

災害発生時の役割分担表（別表1）

係名	役職	氏名	役割
総括	管理者	森田 隆子	避難の判断→全員避難の確認、中止の判断、サービスの継続の判断
副総括	児童発達支援管理責任者	上村 崇	総括の補助
情報収集係	管理者	森田 隆子	災害情報の収集、被害状況の確認、被害状況の通報
消火係		上村 崇	火元の確認、初期消火
避難誘導係		柿木田聖斗	避難経路の確認、周辺の安全確認、避難の誘導、けが人の有無の確認
救護係		上村 崇	応急手当の実施
非常持出係		柿木田聖斗	非常持出し、非常持出し物資の配分

- 情報収集先
- (ア) 気象庁ホームページ【地震】【風水害】
http://www.jma.go.jp/jim/m_index.html
 - (イ) Xバンドレーダー雨量情報【水害】
<http://www.river.go.jp/x/xmn0107010.php>
 - (ウ) 鹿児島市防災情報【水害】
<http://www.kagoshima-fd.jp/user/top.php>
 - (エ) 鹿児島市からの多メディア一斉送信システム（メール・FAX・電話）を通じた気象情報・河川水位情報の伝達
 - (オ) 緊急地震速報（テレビ・ラジオ・携帯電話）の確認【地震】
 - (カ) 避難情報の確認【地震】【風水害】
 - (キ) 鹿児島市から発信される避難準備情報・避難勧告・避難指示の確認。
 - (ク) 緊急速報メールによる伝達。
 - (ケ) 市役所・警察・消防・自主防災会等による広報

災害時の体制について



* 閉所及び中止の判断基準

	警戒レベル4相当が発令	警戒レベル5相当が発令
開所前に発令	原則閉所	原則閉所
開所中に発令	保護者に迎えを要請 連絡がとれない場合は迎えが来るまで事業所内で避難	保護者に迎えを要請 連絡がとれない場合は迎えが来るまで事業所内で避難
開所前に発令され途中で解除	事業所及び職員の安全を確認後、開所	事業所及び職員の安全を確認後、開所

警戒レベル表

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保※1
<警戒レベル4までに必ず避難！>			
4	災害の おそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示 (注)
3	災害の おそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※2	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない

※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである

(注) 避難指示は、令和3年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令する